

平成 20年1月9日

平成 20年1月9日

平成 20年 第 1 回
南部町議会臨時会

会 議 録

南部町告示第1号

平成20年第1回南部町議会臨時会を次のとおり招集する。

平成20年1月4日

南部町長 坂本 昭文

記

1. 期 日 平成20年1月9日

2. 場 所 南部町議会議場

3. 付議事件

議案第1号 平成19年度南部町一般会計補正予算(第4号)

議案第2号 平成19年度南部町農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)

議案第3号 平成19年度南部町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)

議案第4号 平成19年度南部町水道事業会計補正予算(第2号)

開会日に応招した議員

植 田 均君	景 山 浩君
杉 谷 早 苗君	赤 井 廣 昇君
青 砥 日出夫君	細 田 元 教君
石 上 良 夫君	井 田 章 雄君
笹 谷 浩 正君	足 立 喜 義君
秦 伊知郎君	亀 尾 共 三君
塚 田 勝 美君	真 壁 容 子君
宇田川 弘君	森 岡 幹 雄君

応招しなかった議員

なし

平成20年 第1回(臨時)南部町議会会議録(第1日)

平成20年1月9日(水曜日)

議事日程(第1号)

平成20年1月9日 午前10時15分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議事日程の宣告
- 日程第4 議案第1号 平成19年度南部町一般会計補正予算(第4号)
- 日程第5 議案第2号 平成19年度南部町農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第6 議案第3号 平成19年度南部町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第7 議案第4号 平成19年度南部町水道事業会計補正予算(第2号)

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議事日程の宣告
- 日程第4 議案第1号 平成19年度南部町一般会計補正予算(第4号)
- 日程第5 議案第2号 平成19年度南部町農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第6 議案第3号 平成19年度南部町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第7 議案第4号 平成19年度南部町水道事業会計補正予算(第2号)

出席議員(16名)

1番 植田 均君	2番 景山 浩君
3番 杉谷 早苗君	4番 赤井 廣昇君
5番 青砥 日出夫君	6番 細田 元教君
7番 石上 良夫君	8番 井田 章雄君
9番 笹谷 浩正君	10番 足立 喜義君
11番 秦 伊知郎君	12番 亀尾 共三君

13番 塚田 勝美君

14番 真壁 容子君

15番 宇田川 弘君

16番 森岡 幹雄君

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長 ----- 谷口 秀人君 書記 ----- 本田 秀和君

説明のため出席した者の職氏名

町長 ----- 坂本 昭文君 副町長 ----- 藤友 裕美君

教育長 ----- 永江 多輝夫君 総務課長 ----- 陶山 清孝君

財政室長 ----- 伊藤 真君 企画政策課長 ----- 三鴨 義文君

税務課長 ----- 米澤 睦雄君 町民生活課長 ----- 畠 稔明君

健康福祉課長 ----- 森岡 重信君 建設課長 ----- 滝山 克己君

上下水道課長 ----- 稲田 豊君 産業課専門員 ----- 亀尾 隆志君

午前10時15分開会

議長（森岡 幹雄君） おはようございます。新年早々の臨時会でございます。皆さん、明けましておめでとうございます。早速に会議を開きたいと思っております。

ただいまの出席議員数は16人でございます。地方自治法第113条の規定による定足数に達しておりますので、平成20年第1回南部町議会臨時会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

・ ・

日程第1 会議録署名議員の指名

議長（森岡 幹雄君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、次の2人を指名いたします。

15番、宇田川弘君、1番、植田均君。

・ ・

日程第2 会期の決定

議長（森岡 幹雄君） 日程第2、会期決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。今期臨時会の会期は、本日1日間といたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（森岡 幹雄君） 御異議なしと認めます。よって、会期は、1日間と決定いたしました。

・ ・

日程第3 議事日程の宣告

議長（森岡 幹雄君） 日程第3、議事日程の宣告を行います。

本日の議事日程は、お手元に配付の日程表のとおりであります。

・ ・

日程第4 議案第1号 から 日程第7 議案第4号

議長（森岡 幹雄君） お諮りいたします。この際、日程第4、議案第1号、平成19年度南部町一般会計補正予算（第4号）から、日程第7、議案第4号、平成19年度南部町水道事業会計補正予算（第2号）までを一括議案といたしたいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。（発言する者あり）緊急の質問の発言がございます。内容はいかがな内容でありましょうか。

議員（12番 亀尾 共三君） はい、発言します。町長の暴言についての……

議長（森岡 幹雄君） ちょっとお待ちください。ちょっと亀尾議員、待ってください。緊急質問の内容をお尋ねいたしましたけれども、本来、臨時会については日程に従っての内容のみで審議をするという決まりがあるはずでございます。したがって、緊急質問は臨時会にはそぐわないものだと、こういうふうに私は判断をいたしておりますし、先例もあるようでありますので、これについて、ちょっと座ってください。

皆さんにお諮りをいたします。ただいま亀尾議員から緊急質問の発言がございましたが、これに賛同の皆さんの起立を求めます。採決いただきます。

〔賛同者起立〕

議長（森岡 幹雄君） 起立少数であります。よって、この緊急質問は議会の意思として取り上げることはいたしません。続けます。

申し上げましたように、日程第4から日程第7までを一括議案とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（森岡 幹雄君） 御異議なしと認めます。よって、日程第4、議案第1号から日程第7、議案第4号までを一括議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

総務課長、陶山君。

総務課長（陶山 清孝君） 総務課長でございます。議案第1号から御説明させていただきます。

別冊になっておりますので、南部町一般会計補正予算書（第4号）をお開きくださいませ。

議案第1号、平成19年度南部町一般会計補正予算（第4号）。平成19年度南部町の一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,293万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ60億2,896万7,000円とするものでございます。2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものといたします。

歳出予算の方から事項別明細によって説明させていただきます。4ページをお開きください。5ページの歳出予算の方から御説明いたします。まず一番上段の、民生費の1目社会福祉総務費でございますが、これは灯油の支援をするものに対します予算でございます。

12節の役務費でございますが、これは805世帯に対しまして配達証明を考えております。この予算23万4,000円を計上しております。

20節でございますが、これは灯油購入助成でございまして、18リットルの缶で6缶、6缶分94円、県の単価を想定しまして817万3,000円を計上いたしました。

続きまして農林水産業費ですが、3目の農業総務費、農業集落排水事業特別会計への繰り出しでございます。繰り上げ償還につきまして相差が出ておりまして、既に御配付いたしております繰り上げ償還案件一覧表の中の差額A引くB、この欄の額を計上しておりますので御確認ください。26万円でございます。

土木費の1目公共下水につきましても同じでございます。公共下水道事業特別会計への繰り出し4万4,000円を計上しております。

11款は公債費でございます。これにつきましては地方債の償還元金、一般会計分の同じく一覧表の一番上段に書いてあります一般会計420万円を償還するという予算でございます。

以上簡単でございますが、失礼しました、歳入の予算を説明させていただきます。

歳入は4ページでございます。地方交付税で本予算を歳入側を組み立てております。1,29

3万6,000円を交付税で充てるという計画でございます。よろしく御審議くださいませ。以上でございます。

議長（森岡 幹雄君） 上下水道課長、稲田君。

上下水道課長（稲田 豊君） 上下水道課長の稲田です。議案第2号、平成19年度南部町農業集落排水事業特別会計補正予算。

別冊になっておるものなのでごらんいただきたいと思います。

議案第2号、平成19年度南部町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）。平成19年度南部町の農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,186万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億7,821万8,000円とする。2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。地方債の補正。第2条、地方債の追加は、「第2表 地方債補正」によるものです。

中身を説明させていただきますが、事項別明細書の方で5ページをごらんいただきたいと思えます。歳出の方からでございますけれども、借りかえに伴います地方債元金償還を5,186万円増額しております。それをまかないます歳入としまして先ほどありました一般会計の方から、26万から、町債の農林水産業費の方で公的資金の借換債ということで5,160万を歳入を予定しております。

3ページをごらんいただきたいと思えます。地方債の補正、第2表の地方債の補正でございますけれども、新たに追加でございますので起債の目的として公的資金の借換債、限度額が5,160万円、起債の方法が証書借入、利率が5%以内、償還の方法等については記載のとおりでございますので、よろしく御審議お願いしたいと思います。

続きまして、議案第3号、平成19年度南部町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）でございます。

これも別冊になっておりますのでごらんいただきたいと思えます。

議案第3号、平成19年度南部町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）。平成19年度南部町の公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ634万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億2,463万円とする。2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出

補正予算」による。地方債の補正。第2条、地方債の追加は、「第2表 地方債補正」による。

中身についてですけれども、事項別明細書の方で5ページをごらんいただきたいと思います。まず、歳出の方ですけれども、公債費ということで繰り上げ償還に伴います償還金634万4,000円を増額補正をしております。

歳入の方でございますけれども、不足するものとして一般会計の方から4万4,000円。それから、下水道事業債借りかえ、公的資金の借換債の630万円を予定をしております。

3ページに返っていただきまして、第2表の地方債補正でございますが、新たに追加するものでございますので起債の目的として公的資金の借換債、限度額が630万円、起債の方法が証書借入、利率は5%以内、償還の方法についてはごらんいただきたいと思います。

以上ですので、よろしく御審議をお願いします。

続きまして、議案第4号、平成19年度南部町水道事業会計補正予算(第2号)について御説明させていただきます。

これも別冊になっておりますので、ごらんいただきたいと思います。

議案第4号、平成19年度南部町水道事業会計補正予算(第2号)。総則。第1条、平成19年度南部町の水道事業会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。資本的収入及び支出。第2条、平成19年度南部町水道事業会計予算、以下「予算」という。第4条に定めた資本的収入及び支出を次のとおり補正する。資本的収入が資本的支出に不足する額5,494万3,000円は、過年度分損益勘定留保金をもって補てんするものとする。

収入の方ですけれども、科目で第1項の起業債、既決予算額が7,840万円、補正予算額が5,240万円、計で1億3,080万円。以下、出資金、工事負担金、国県支出金については補正ございませんのでちょっと省略をさせていただきます、1款の資本的収入の合計額、一番上の行になりますけれども既決予算額7,940万8,000円、補正予算額5,240万円、計1億3,108万8,000円でございます。

支出の方でございますが、第1項の建設改良費が補正がございません。第2項の企業債償還金が、既決予算額が5,485万8,000円、補正予算額が5,289万3,000円、計としまして1億飛びます775万1,000円。資本的支出の計の部分で、既決予算額が1億3,385万8,000円、補正予算額が5,289万3,000円、合計で1億8,675万1,000円でございます。

企業債、次のページですが、第3条、予算第5条に定めた起債の限度額を次のとおり追加する。公的資金借換債、限度額5,240万、起債の方法証書借入、利率5%以内、償還の方法30年

以下、内据置5年以内、元利均等償還とする。ただし財政の都合により据置期限を短縮し、もしくは繰り上げ償還または低利に借りかえることができるとしております。一時借入金でございます。第4条、予算第6条に定めた一時借入金の限度額7,900万円を1億3,189万3,000円に改めるものでございます。

中身でございますけれども一番最後のページ、10ページをごらんいただきたいと思います。19年度南部町水道事業会計予算明細書。資金的収入及び支出でございますが、収入の方が企業債の借りかえ分で5,240万を増額しております。

支出の方は繰り上げ償還分で5,289万3,000円を増額予算としております。

6ページをごらんいただきたいと思います。地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び当該末における現在高の見込みに関する調書でございますが、増加に伴いまして当該年度の増減見込額が変わってきておりますので、起債の見込額として1億3,080万円、当該年度中の償還元金見込額が1億775万1,000円、年度末の見込額として13億49万7,000円にしております。

以下、貸借対照表につきましては説明を省略させていただきたいと思いますので、よろしく御審議お願いいたします。

議長（森岡 幹雄君） 総務課長、陶山君。

総務課長（陶山 清孝君） 総務課長でございます。先ほど御説明いたしました一般会計補正予算の中で、一部誤った表現をいたしましたので訂正させていただきます。

通信運搬費を私は配達証明というぐあいには言いましたが、配達記録、配達記録の誤りでございました。申しわけございません。訂正お願いいたします。

議長（森岡 幹雄君） 以上で4件の説明が終わりましたが、これから議案ごとに進行をいたします。これより質疑並びに採決に入りたいと思いますが、議案ごとに進行いたします。

議長（森岡 幹雄君） 日程第4、議案第1号に対して質疑はございませんか。

14番、真壁君。

議員（14番 真壁 容子君） 一般会計の補正予算で地方債の償還金の元金が420万の減ですが、今回減にする420万に該当する事業名何だったのかというのを教えてほしいというのが第1点と。

もう一つは、ほかにも影響してくる起債の繰り上げ償還で総務課長にお聞きしておきたいのは、この一般会計だけではなくて、ほかの会計もたくさん償還していかなければならないものありますよね、その中で健全化計画を立てたら償還してもいいですよというんですけれども、枠がある

ということですか。どうしてたくさん償還がある中で、一般会計ではこの420万になったのかというのがお聞きしたいんです。もうちょっと単純に言えば、できるんだったらもっとすればいいんじゃないかという話なんですよ。そこを枠を決めるというのは国の制度の中では3年間で5兆円というのがあるから、おのずから地方自治体が振り分けられているものがあるのか、それとも条件等について、どういうふうに示しているのかということをお聞きしたいということなんです。

議長（森岡 幹雄君） 総務課長、陶山君。

総務課長（陶山 清孝君） 総務課長でございます。御質問の420万円は臨時地方道整備債でございます。道路に充てたお金でございます。

それと、もっと該当するのではないかということなんですけれども、一番大きな条件としまして年利率6%以上の残ということが条件についておりまして、6%。そうしますと、この19年度の中ではそういうものしかなかったと……ちょっと失礼します。会計によりまして限度が違います。荒い話で申しわけありませんけれども5%以上の条件を満たす会計、6%以上の条件を満たす会計、いろいろありますけれども一般会計につきましては6%以上という条件でございます。（発言する者あり）はい。

議長（森岡 幹雄君） 14番、真壁君。

議員（14番 真壁 容子君） 2つ目の質問は、先ほど全員協議会のところで財政健全化計画についてお話を聞きました。ここでの質問は、先ほど議会の事務局で膨大な文書等があることを確認したんですけれども、今回2008年度から財政健全化法が施行されるにあたって、それに先立つ18年度から3年間の計画で5兆円規模の公的資金の繰り上げ償還、補償金なしの。これを各市町村ができることになったというふうにいわれているんですけども。そこで全国的な市町村ではどのようなことが起こっているのかということ、この財政健全化計画を立てるにあたって起債償還を繰り上げ償還するために、将来の負担比率の指標を何とか改善させようということでも市町村では、いわゆるさらに定数削減やサービス削減が行われているということ指摘されているんですよ。ここで確認しておきたいのは、私はまだ目を通していませんけれども、ここでつくられた財政健全化計画ですね、国に示した健全化計画では、今まで議会や住民に示してきた行革大綱以上に手を加えて削減等をしたところがあるのか。もしあるのであれば、その説明を聞いておきたいということですがいかがでしょうか。

議長（森岡 幹雄君） 総務課長、陶山君。

総務課長（陶山 清孝君） 総務課長でございます。財政状況の分析の一番基本になっており

ますのは、これまでお示しして大綱をもとにしております。定数につきましてもその数字を基本としまして、本町の19年4月1日現在の普通会計との職員数152人に対して、それを今後25人の削減ということはこの計画の中ではうたっております。その他税収の確保であるとか、それから繰出金の適正化、各公営企業会計に対する繰り上げ資金の適正化、これまで大綱の中でいわれていたものを文字として挙げたというところにとどまっておるといふぐあいに判断しております。

議長（森岡 幹雄君） ほかに質疑はございませんか。

1番、植田君。

議員（1番 植田 均君） まず、2つお聞きしたいことがあります、1つは先ほど一般会計においては6%が繰り上げ償還の基準だということですが、一般会計の起債の残り、残っている起債のうち6%を超えているものがあるのかなのか、その点が1点です。

それから2つ目には、説明資料の中で削減効果というところで総額2,200万余りの削減効果を見込んでおられますが、その前提となっている2.5%の借りかえという、この2.5%というのが今の実勢といえますか、借りかえが現状どのあたりの利率で推移しているのか、その辺どのように決定するのかという決定過程もよくわからないので、もしわかる範囲でその辺の説明をよろしくお願ひしたいと思います。

議長（森岡 幹雄君） 総務課長、陶山君。

総務課長（陶山 清孝君） 総務課長です。これ以外にあるのかということですが、ございません。もう一度利率について今調べましたところ一般会計は6%、それから公営企業会計の中で上水道5%、それから簡易水道が6%、それから集落排水事業が5%、公共下水が6%。5%、6%が混在しておるといふことを御理解ください。

それから2点目の2.5%ですけれども、これはまだ現在つかみでございませう。現在の一般的な利率として2.5%を採用しておりますが、3月の20日前後の借りかえのころに条件が明示されるのではないかといいぐあいに思っております。よろしくお願ひいたします。

議長（森岡 幹雄君） 1番、植田君。

議員（1番 植田 均君） この公庫から公庫というあたりで、借りかえがされる分については一定の基準があるんだろうと思うんですが、公庫から銀行といひますか、それから財政投融资から銀行という借りかえがありまして、結局、公庫から公庫への借りかえがされる分について決定されたものに、銀行金利というのは横並びで追っかけていくような決定のされ方をするものですか、その点どのように決定されるんでしょうか。その辺よろしくお願ひします。

議長（森岡 幹雄君） 総務課長、陶山君。

総務課長（陶山 清孝君） 銀行につきましては、これまでどおり南部町として入札ということになるというぐあいに考えております。以上です。

議長（森岡 幹雄君） 13番、塚田君。

議員（13番 塚田 勝美君） 灯油購入助成についてお尋ねしたいと思います。確かに原油高騰によって灯油が非常に高騰しているのは皆さん御承知のとおりなんです、実はそのほかのエネルギー、電気も含めたエネルギー自体はすべて上がっております。特に電力は3カ月に1回ずつ電流調達の調整を行って、たぶん1月にまた値上げになるというふうに思います。特に中国電力は火力発電が非常に多いことから比率が高いことから、他の電力会社より値上げの幅が非常に大きいということです。このたび提出をされました灯油購入助成ですが、暖房は灯油ばかりではないわけであって、ほかの例えば電気のエアコンをお使いの御家庭には、全くそういう助成が該当しなくなってしまうのではないかなと思います。実施要項を見てみますと、この換金は業者のみと、業者が役場にその券を持ってきて換金ということなんです、灯油をお使いにならなかった人には全く恩恵がないということになるわけですし、交付対象者みずからが、これの金券を換金ができるような方法というのはいかがなものかなというふうに思うわけですが、どうも灯油だけが突出して北海道あたりからそういう話が出てきてるんですが、北海道というのはほとんどが多分灯油の暖房だと思います。我々の地域というのは灯油の比率が非常に高いとはいえ、多分灯油を全くお使いにならない家庭もあるんじゃないかなというふうに思うわけですが、その辺についてはいかがなものでしょうか。私はせっかくそういう助成をするのであれば対象者に対して交付をして、対象者みずからが換金もできるという方法に改めていただけないものかなというふうに思うわけですが、いかがでしょうか。

議長（森岡 幹雄君） 町民生活課長、畠君。

町民生活課長（畠 稔明君） 町民生活課長でございます。この灯油だけに絞らせていただいた理由といたしまして、ほとんどすべての家庭に灯油ストーブを使っていらっしゃるだろうと、ガスですとかそれからエアコンという家庭もあるとは思いますが、全部ほとんどの世帯で灯油を使っていらっしゃるということで、まずこちらに絞らせていただきました。それからあと、そこから外れて、結局、ガスですとかエアコンですとかそういう世帯につきましては今後御相談に応じるような格好でまいりたいと思います。よろしく願いいたします。

議長（森岡 幹雄君） 塚田議員、よろしいですか。ほかに質疑は……。

13番、塚田君。

議員（13番 塚田 勝美君） 何かそういう想定がしてなくて、今後相談に応じるというような答弁があったわけですけど、窓口はどこにしてどういうふうにすればいいのか。その対象者みずからがそこに行って、実は私どもは灯油を使っていないんですというようなことを言うのかどうかですよね。そういう広報もするのか、広報してないと誰もそんなことわからないわけですし、この灯油券もらって全く使わなかったらもったいないということになるわけですが、いかがなものでしょうか。

議長（森岡 幹雄君） 町民生活課長、畠君。

町民生活課長（畠 稔明君） 町民生活課長でございます。こちらの方から灯油の引きかえ券を送らせていただきますときにその一文も当然加えて、町民生活課の方にお問い合わせくださいという内容をお示ししたいと思っております。

議長（森岡 幹雄君） 6番、細田君。

議員（6番 細田 元教君） ちょっと今の質問で一つだけお聞きしたいのですが、この灯油の、国が福祉灯油と言ってますが、このほかにエネルギーで確かに塚田議員が言われましたように電気とかガスとかありますが、それらも福祉灯油の中に入るのですか。

議長（森岡 幹雄君） 町民生活課長、畠君。

町民生活課長（畠 稔明君） このたびの灯油の引きかえ券につきましては、福祉灯油には電気ガスは、当然、これ灯油の引きかえ券でございますので入っておりません。

議長（森岡 幹雄君） 6番、細田君。

議員（6番 細田 元教君） 入ってないと思うです。入ってなければ今の質問で相談に応じるというなら町の一般財源つぎ込まれれば結構ですけれども、そのような余力があればぜひやってほしいですが、この灯油引きかえ券というのはもちろん国の補助金が半分あると思う。今聞きましたように地方交付税、特交ですか半分あるというのにそのような答弁でよろしいかなと思って再度確認したんですけど。

議長（森岡 幹雄君） 休みとりましょうか。休憩しようか。若干休憩をとります。

午前10時50分休憩

午前10時51分再開

議長（森岡 幹雄君） 再開いたします。

副町長。

副町長（藤友 裕美君） 副町長でございます。このたびの対策の中に原油高騰に関連する他

の業種、そういったものについての対応ということでございますが、今回お願いしたのは直接町民のみずからの生活に、直接かかわる部分が緊急だということで対応したわけでございます。国の方の対応としましてはそれ以外に全協でも説明しましたけども、対策の大きな柱というものがいろんな業種にわたって6項目に分類されておるわけでございます。それは中小企業対策だとか、建設業対策だとか、石油販売業者対策だとか、離島対策だとか、それから省エネ、新エネそういったものへの行動政策の転換だとか、いろいろな項目に分けてそういった対策が組まれておるわけでございます。そういった部分については、またそれぞれの関係省庁からいろんな対策などについて取り組みの説明なり、対策の方法なり、具体的な取組みが展開されてくるわけでございまして、そういった中で総合的に対応していくということになるというふうに判断をいたしております。直接それ以外の部分で今時点で町の方で具体的な対策というようなことは、その制度の中身も全般的にまだよくわかってない部分もございしますので、そういった今後の各省庁の取り組みの中で、そういったことが対応できていく部分がかかり生じてくるのではないかなというふうに考えておりますので、そういった中で町民生活に直接影響があるはあるわけでございますけれども、緊急的に必要な部分のみの対応ということで、今回のこういった方策をお願いをしたということでございますので、御理解をいただきたいというふうに思います。(発言する者あり)

議長(森岡 幹雄君) 休憩をいたしますが、実は先ほどの畠課長からの答弁が大変、御相談に応じますという答弁がされておりますのでこれを生かされるのか、本当に今提案をされておる内容でやられるのか、議長としても非常にこれ問題を醸す内容であろうというふうに思いますので、休憩中に御相談の上、再開してから発言をちょうだいというふうに思います。若干休憩をいたします。12時再開をいたします。うそだ、11時。

午前10時53分休憩

午前11時00分再開

議長(森岡 幹雄君) 会議を再開いたします。

町民生活課長、畠君。

町民生活課長(畠 稔明君) 先ほどの塚田議員さんの御質問の答弁の訂正をさせていただきます。このたびの緊急対策事業は灯油のみという形でさせていただきます。よろしく願いいたします。

議長(森岡 幹雄君) ほかに質疑はないようでありますので、質疑を終結して、これから討論を行います。

原案に賛成のほか討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（森岡 幹雄君） ないようでありますので、これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第1号、平成19年度南部町一般会計補正予算（第4号）を採決いたします。

議案第1号は、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（森岡 幹雄君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第5、議案第2号に対して質疑はございませんか。

14番、真壁君。

議員（14番 真壁 容子君） 3点聞きたいことがあります、教えてください。

まず1点目、この議案書の補正予算のところの3ページ、第2表地方債の補正のところなんですけれども、公的資金の借換債ですが利率5%以内と書いてあります。これは確かに以内だから2.5でも対象になると思うんですけども、公的資金の借換債ということですのであれば、ここの5%を3%以内と書いていいんじゃないかと思うんですよ。以前も、ずっと長いこと7%できた経過がありました。うんと下がっているときにおかしいんじゃないかということで5%に下げた経過がありましたよね。借換債ということであれば3%って書いておいていいんじゃないかと思うんですけども、その点についてここは変えることはできないんですか。従来と同じ利率じゃないかと思うんです。もしそうであれば、この利率の範囲内ではいいですよということになったら、5%までは借りかえの中でということになりますよね。ちょっと現実に合わないんじゃないかと思うんですけども、その点の判断どうなのかというのが1つ。

あと2つはちょっと、こちらの一覧表ありますよね。そこでちょっと教えてください。1つは農集が4件についての借換債。平成2年から4年ですが、どの事業が対象なのか教えてください。2つ目は、これちょっとわからんですけど平成4年の5月28日、同5月28日で同じ公庫から借り入れてて利率が違うのはなぜか。それと、たくさん借りたら利率が少なくなるというのはわかるんですけど、これちょっとよく見たら残ってるのわからないんですけども、大きい方が高いのかなという感じするんですけども、こういうことってあるんですかということ聞きたいんです。あったんだわな。（発言する者あり）その日に。（発言する者あり）同じ日だがん、同じ日だから……。

議長（森岡 幹雄君） 財政室長、伊藤君。

財政室長（伊藤 真君） 財政室長です。同日付で利率が違うということでございますけども、これは安い金利を借りれるという枠というのがございます。この制度で全部がその枠の中に入るわけではございません。一部をその安い金利の中で借りれるという枠がありますので、それで同日でも金利が違うということでございます。

議長（森岡 幹雄君） ほかに質疑はございませんか。もう一つあった。

総務課長、陶山君。

総務課長（陶山 清孝君） 総務課長でございます。5%以内であれば3%でいいのではないかという御質問ですが、5%以内でございますので御理解いただきたいというぐあいに思います。

議長（森岡 幹雄君） 休憩を求められておりますので、休憩いたします。

午前11時04分休憩

午前11時05分再開

議長（森岡 幹雄君） 再開いたします。

総務課長、陶山君。

総務課長（陶山 清孝君） 会見の農業集落排水事業がこの事業に該当しております。

議長（森岡 幹雄君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（森岡 幹雄君） ないようでありますので、これをもって討論を終結いたします。質疑を終結いたします。

これから討論を行いますが、議案に賛成のほか討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（森岡 幹雄君） ないようでありますので、これをもって討論を終結いたします。

議案第2号は、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（森岡 幹雄君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第6、議案第3号に対して質疑はございませんか。

14番、真壁君。

議員（14番 真壁 容子君） 申しわけございません。同じ質問なんですよ。この平成3年の5月20日の公共というのは法勝寺しかないのかなと思うんですけども、ちょっと年数が定かで

ないんですね。ちょっと教えてください。どこの事業ですか。

議長（森岡 幹雄君） どっちだ。そっち側で答弁する。財政でやる。どっちでやる。こっちでやる。あんたがやる。

総務課長、陶山君。

総務課長（陶山 清孝君） 総務課長です。この時期の公共ですと東西町の工区しかないと思いますので、平成3年でございますので2カ所、法勝寺と阿賀を含めた地域とニュータウン地区しかありませんので、ニュータウン地区ではないかというぐあいだと思います。番地等もありますので拡張もしたかもしれませんが、ニュータウンの工区には間違いないと思います。

議長（森岡 幹雄君） よろしいですか。ほかには質疑はございませんか。

12番、亀尾君。

議員（12番 亀尾 共三君） 次の議案にも関連するんですけども、先ほど植田議員が借入れ先が変更になった場合、銀行に上がってる分は入札ということだったんですけども、これは銀行で金融機関を含めた意味でしょうか。銀行……例えばですよ、農協はこれ銀行でないと思うんです。ですのでそれも含めて、それで一体何行ぐらいを予定されているのかということをお聞きしたいのですが。

議長（森岡 幹雄君） 総務課長、陶山君。

総務課長（陶山 清孝君） 総務課長です。まだどういうメンバーになるかわかりませんが、これまでの実績では大体3行ぐらいで農協も入っております。以上です。

議長（森岡 幹雄君） よろしいですか。ほかにはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（森岡 幹雄君） ないようでありますので、質疑を終結して、これから討論を行います。

原案に賛成のほか討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（森岡 幹雄君） ないようでありますので、これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第3号、平成19年度南部町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）を採決いたします。

議案第3号は、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（森岡 幹雄君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第7、議案第4号に対して質疑はございませんか。

14番、真壁君。

議員（14番 真壁 容子君） 同じことです。私はこの繰り上げ償還の案件一覧表に本当はこの事業名ですね、書いておく必要があったのではないかと思うのです。ちょっとお聞きするんですが、この水道はたくさん上がっておりますが、ちょっとどこそこの管と言わなくて結構ですから、教えてください、事業名。

それともう一つは、これもちょっとこういうのが初めて出たので聞くんですけども、例えば水道の昭和55年の分で55万の分の借りかえ額が50万とありますよね。もう一つの中ごろに55年の9月に80万とかありますね。これ一般財源はお金があるからもう返してしまったと思うんですけども普通50万とか80万では、もうこの際返してしまおうかなというふうになるのかなと思ったんですけどそうはなっていませんよね。これはやはり財政的な問題か制度上できないのか、ちょっとお伺いしたいんです。

議長（森岡 幹雄君） 総務課長、陶山君。

総務課長（陶山 清孝君） 総務課長です。今、貸付金のここに持ってます資料では拡張事業だとかという項目しか書いてありませんで配管だとかですね、年度的に見ますと当時の石綿管から交換だとか鋳鉄管ですか、ああいう本管の整備に使ってた時期ではないのか。これはあくまで想定ですけどもその程度しかここでは現在わかりません。上水道事業拡張、それから配水管というぐあいな記入がしてあります。よろしく願いいたします。

議長（森岡 幹雄君） 戻せんのかというやつ。

上下水道課長、稲田君。

上下水道課長（稲田 豊君） 上下水道課長です。先ほどの真壁議員の50万が返せんのか80万、少額のもの返せないのかとかありましたけども、確かに財政的なものがあって借りれるものは借りたいという部分があります。よろしく願いします。

議長（森岡 幹雄君） ほかには質疑ございませんか。ないようでありま……植田議員あるの。
植田議員。

議員（1番 植田 均君） ちょっと十分、きょう議案が出たものですからよくわからないので、この水道事業の今回繰り上げ償還をされる5,200万あたりですかね、水道事業の繰り上げ償還5,200万。これが起債、水道事業全体の起債のどれくらいの割合になっているのかなというあたりが、（発言する者あり）その見方がすぐぱっと出てきませんのでよろしく願いします。

議長（森岡 幹雄君） 総務課長、陶山君。

総務課長（陶山 清孝君） 6ページにあります当該年度末現在高、これが13億、約13億でございますので計算しますと4%程度になります。

議長（森岡 幹雄君） 1番、植田君。

議員（1番 植田 均君） それで先ほど5%が水道でしたかね、繰り上げ償還ができる利率の基準だというふうに説明を聞いたように思いますけども、残っている起債12億5,000万ぐらいですかね、それ5%以下だというふうに理解してよろしいですか。

議長（森岡 幹雄君） 総務課長、陶山君。

総務課長（陶山 清孝君） 総務課長です。先ほどと同じで、この19年度に償還するものではもうほかにございません。ただし、20年21年とこの制度を使いながら償還していくことは御確認させていただきたいと思います。まだほかに残っているものありますが、これは今回の償還には該当しません。以上です。

議長（森岡 幹雄君） よろしいですか。何か消化不良みたいな顔で。ほかには質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（森岡 幹雄君） ないようでありますので、質疑を終結して、これから討論を行います。原案に賛成のほか、討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（森岡 幹雄君） ないようでありますので、討論を終結いたします。

これより、議案第4号、平成19年度南部町水道事業会計補正予算（第2号）を採決いたします。

議案第4号は、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（森岡 幹雄君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

・ ・

議長（森岡 幹雄君） 以上をもちまして今期臨時会の会議に付議された事件はすべて議了いたしました。

よって、第1回南部町議会臨時会を閉会いたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（森岡 幹雄君） 御異議なしと認めます。これをもちまして平成20年第1回南部町議会臨時会を閉会いたします。どうも、お疲れでございました。

午前11時15分閉会